

26 監査第44号

平成26年8月25日

高山市長 國島芳明様

高山市監査委員 倉坪和明

高山市監査委員 笠原旦彦

高山市監査委員 村瀬祐治

平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率等の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度 高山市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成26年7月28日から平成26年8月18日まで

3 審査の結果

審査に付された以下の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認める。

(単位：%)

健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－ (黒字)	－ (黒字)	11.70	20.00
②連結実質赤字比率	－ (黒字)	－ (黒字)	16.70	30.00
③実質公債費比率	8.1	8.4	25.0	35.0
④将来負担比率	- (将来負担なし)	- (将来負担なし)	350.0	

平成25年度 高山市経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成26年7月28日から平成26年8月18日まで

3 審査の結果

審査に付された以下の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認める。

(単位：%)

特別会計名称	平成25年度 資金不足比率	平成24年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
地方卸売市場事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
簡易水道事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
農業集落排水事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
観光施設事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0